

第13編 都市公園事業編
第2章 社会資本整備総合交付金交付要綱

現 行	改 定
<p>1 都市公園事業の交付要件 ページ：13-2-1～13-2-2</p> <p>1 都市公園事業の交付要件</p> <p>交付要件に関しては、社会資本整備総合交付金交付要綱による。</p> <p>----- 以下要綱抜粋 -----</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p>平成22年3月26日制定 平成26年2月6日最終改正</p> <p>第1 通則</p> <p>社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。</p> <p>第2 目的</p> <p>社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援するこ</p>	<p>1 都市公園事業の交付要件</p> <p>交付要件に関しては、社会資本整備総合交付金交付要綱による。</p> <p>(削除)</p>

第13編 都市公園事業編

第2章 社会資本整備総合交付金交付要綱

現 行	改 定
<p>とにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>第3 定義</p> <p>一 社会資本整備総合交付金</p> <p>第2に定める目的を達成するため第8に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。</p> <p>二 交付対象事業</p> <p>第6に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。</p> <p>三 要素事業</p> <p>社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業又は効果促進事業をいう。</p> <p>四 交付金事業者</p> <p>社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。</p> <p>第4 交付対象</p> <p>社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。</p> <p>第5 交付期間</p> <p>社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。</p>	<p>(削 除)</p>